

～障害者専用求人を出してみませんか～

ハローワークでは、障害者の求職者に限定して募集を行う「**障害者専用求人**」があります。

これは、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳をお持ちの方を採用するための障害者枠の求人票になります。

【障害者専用求人を出すまでの流れ】

障害者の雇用を検討している



どんな仕事を任せればいいのかわからない



ジョブコーチ等による仕事の切出し

◆ジョブコーチは、
障害者の職場適応に向けた支援を行います。



障害者専用求人を作成

ハローワークでは、障害をお持ちの求職者を支援するための障害者専用窓口があります。

令和6年4月より、障害者法定雇用率が**2.5%に引き上げ**られ、障害者を1人雇用しなければならない事業主の範囲が**40人以上に拡大**されました。

新たに対象となる事業主の皆様も含めて、積極的に障害者雇用に取り組んでいただくようお願いします。

【問い合わせ先】

ハローワーク清水

求人専門援助部門

054-351-8609 (42#)

～障害者雇用に関する助成金～

*最新の情報は、厚生労働省のHPもしくは、各パンフレットをご覧ください。

①障害者トライアル雇用

障害者を原則3ヶ月間試行として有期雇用し、適性や能力を見極め、期間満了後に常用雇用するきっかけを提供する制度。

- ・対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3ヶ月）
- ・精神障害者を初めて雇用する場合、月額最大8万円
- ・障害者短時間トライアル制度

精神、発達障害で週20時間以上の就業が難しい人を雇用する場合、週10～19時間から始めトライアル期間中に20時間以上を目指す制度。

対象者1人当たり月額最大4万円（最長12ヶ月）

②特定求職者雇用開発助成金

(ア) 障害者（身体・知的・精神）をハローワーク等の紹介により継続して雇用する一般被保険者として雇入れた場合。

(イ) 発達障害者・難治性疾患患者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する一般被保険者として雇入れた場合。

【問い合わせ先】

ハローワーク清水 助成金担当

054-351-8609 (32#)

*ご希望があれば事業所へ各助成金の説明・相談に訪問いたします。